



国 監 告 第 1 2 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成22年度
第2回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年11月24日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

平成 22 年度第 2 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

健康福祉部保健センター

3 . 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの財務に関する事務の執行
平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの業務の管理運営状況

4 . 監査の期間

平成 22 年 9 月 3 日（金）～10 月 20 日（水）

5 . 各課説明等聴取・実査日

平成 22 年 10 月 21 日（木）、22 日（金）

6 . 監査対象部課の概要

（1）部長を除く職員配置状況

平成 22 年 8 月 31 日現在（単位：人）

課名	所長	主査	主任	主事	嘱託員	再任用	臨職	合計
保健センター	1	2	2	9	1	1	8	24

（2）事務分掌

【保健センター】

健康思想の普及向上に関すること。

健康づくりの企画調整に関すること。

予防接種の実施に関すること。

結核予防の実施に関すること。

健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。

母子保健に関すること。

衛生統計に関すること。

運動負荷測定事業に関すること。

休日・急病診療事業に関すること。

予防接種健康被害者年金等の支給に関すること。

感染症に関すること。

薬物乱用防止に関すること。

畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。

保健センターの管理運営に関すること。

保健所との連絡調整に関すること。
医師会、歯科医師会等との連絡調整に関すること。
保健センター運営審議会に関すること。
特定検診及び特定保健指導に関すること。
その他保健衛生に関すること。

7. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 嘱託員・臨時職員の業務内容が適正であるか。
- (11) 前渡金の金銭出納簿への記録が適正であるか。
- (12) 郵券類の出納・管理が適正であるか。
- (13) 購入備品が適正に管理されているか。
- (14) 各課が独自に行っている契約事務が適正であるか。
- (15) 修繕・請負契約事務が適正であるか。
- (16) 委託・賃貸借契約事務が適正であるか。
- (17) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (18) 庁用車の運行・管理が適正であるか。

8. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

9. 監査の結果

今回の監査は、保健センターを対象に平成22年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行及び平成22年4月1日から8月31日までの業務の管理運営状況について監査を実施した。その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部に効率性、合理性の検証及び管理体制の整備を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘及び要望事項として付記するので、改善に向け対応されたい。

指摘事項

個人情報管理について

母子保健等の記録簿他個人情報については、キャビネットなどにより事務室内及び他室で保管している状況を確認した。事務室だけではスペース的に狭いことは理解するが、他室での保管には職員が常駐していないこともあり、目が届きにくい状況でもあることから、個人情報保護の重要性を念頭に、施錠の徹底など職員他関係者への指導を強化するとともに、保管場所の変更も視野に改善に努められたい。

公印の管理について

母子手帳に予防接種済証明用として押印するために使用しているゴム印を公印として登録している事実を確認した。このゴム印については、国立市公印規定第3条第2項で指定されている材質に反するものであることから、規定に基づく適切な対応が必要と考える。

<要望事項>

臨時職員の雇用及び個人委託について

保健センターから提出のあった資料を確認したところ、健康手帳、乳幼児子育て支援、母子保健、予防接種、健康づくり、がん検診、成人検診等に係る多くの事業を実施するため、5名の臨時職員をその時間帯に合わせた雇用形態として、各々の事業ごとに予算措置している事実を確認した。しかし、勤務実態を見ると、これらの事業すべてに携わっている状況でもあることから予算執行及び雇用管理の複雑化を招いているようにも見受けられる。

また、個人委託についても、保健師、看護師、栄養士などそれぞれの専門資格を有する17名と委託契約を行い、乳幼児子育て支援、母子保健、予防接種、健康づくり、がん検診、成人検診等に係る事業を実施していることから、各々の予算執行及び運営管理状況を見ると臨時職員と同様に複雑化している事実を確認した。

このような状況から、事務事業を統合するなど予算措置を含め業務の総合的な見直しを図り、効率的な事業運営及び管理に繋げるよう要望する。

訪問相談事業の必要性について

事務事業【0130800】8.訪問相談に係る経費で予算措置している訪問相談委託料161,000円については、40歳以上で介護状態を予防したい方や介護を行っている家族に対して保健師、看護師、療法士などが訪問し、日常生活上の相談・助言を行う事業との説明を受けた。しかし、平成20年度には保健師1、栄養士1の相談実績はあったものの、平成21年度においては実績がないことを確認した。

よって、事業の継続性について見直しを検討するよう要望する。

休日医科及び歯科応急診療の委託契約の検証について

事務事業【0130900】国立市医師会と委託契約している休日・休日準夜応急診療に伴う休日センター運営委託料 1,391,309 円、維持管理委託料、2,559,793 円及び同事務事業、国立市歯科医師会と委託契約している休日・歯科応急診療に伴う診療所運営委託料 1,017,299 円・維持管理委託料、2,519,400 円、また、事務事業【0131300】の保健センター医科診療室管理委託料 118,650 円及び同事務事業の保健センター歯科診療室管理委託料 118,650 円があり、いずれも国立市医師会及び歯科医師会と委託契約を結んでいる事実を確認した。また、この運営委託を含め各委託契約については、過去からの経緯などもあり現在の契約状況となっているとの説明を受けた。しかし、委託業務が不明確であることから各委託料の算出根拠には不明な点が多く、合理性、妥当性を念頭に、過去の経緯を再度検証するなど適正な算出根拠による契約行為とするよう要望する。

保健センター建物耐震診断契約差金について

建物耐震診断委託契約については、保健センター予算 3,750,000 円及び子ども家庭支援センター予算 3,300,000 円、合計 7,050,000 円として一括発注を行っているが、予算額に対して契約額 5,040,000 円となり契約差金は 2,010,000 円となっている。内訳については、保健センター分として 1,030,815 円、子ども家庭支援センター分としては 979,185 円生じていることから担当に確認したところ、この差金については、現在診断が継続中であり、今後の進捗状況によっては契約内容の変更も有り得るため、随時建設課と協議しながら適切な措置を取るとの説明を受けてはいるが、厳しい財政状況が続いていることもあり、この差金の有効活用も視野に効率的な予算の執行管理を要望する。

職員の出退勤状況について

職員の出退勤状況を記録するタイムカードについては、過去 3 回の定期監査で打刻位置の違いや業務開始時間ぎりぎりに出勤している職員などの状況が見受けられ、指導を求めてきたところであるが、保健センター職員にもその事実が見受けられた。業務開始時間ぎりぎりに出勤している状況が日常化している職員については、個別に面談するなど、指導の強化を要望する。

10. おわりに

市民の健康の保持および増進を図るため地域保健法に基づき設置された保健センター業務は、医師会・歯科医師会との連携を取りながら市民の健康に関する多くの事業を展開していること、また、これらの事業を展開する上で保健師、助産師、看護師、栄養士などが必要であることは認識しております。しかし、現在の状況を見ますと事業の実施に忙殺され、業務運営及び予算執行管理など日常の事務処理に少なからず影響が出ているように見受けられることから、業務全般の効率化を視野に見直しを行い、改善策を講ずることが必要と考えます。

以上